

岩手県告示第657号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の2に規定する養殖業に係る次の加入区及び養殖業の区分について、同法第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、同条第3項の規定による届出を審査した結果、同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認める。

令和4年12月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

加入区の名称	養殖業の区分
野田村	わかめ養殖業
普代村	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
羅賀	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
島越	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
小本浜	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
田老町	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
宮古	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
北区	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
音部	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
元村	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
南区	わかめ養殖業、こんぶ養殖業
大沢	わかめ養殖業
山田湾	わかめ養殖業
大浦	わかめ養殖業
船越湾	わかめ養殖業
吉浜	わかめ養殖業
白浜	わかめ養殖業
野々前	わかめ養殖業
港	わかめ養殖業
小路	わかめ養殖業
綾里	こんぶ養殖業
赤崎	わかめ養殖業
北浜	わかめ養殖業、特定かき養殖業
中央	わかめ養殖業
南浜	わかめ養殖業
門之浜	特定かき養殖業
長洞	わかめ養殖業
大野	わかめ養殖業
根岬	わかめ養殖業
金入	わかめ養殖業
小友米崎町	わかめ養殖業
気仙町	わかめ養殖業